

資料 1

令和 7 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

報告第2号関係

　　壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

報告第3号関係

　　壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第36号関係

　　壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 10

議案第37号関係

　　壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 11

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条まで (略) (市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3から第63条まで (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条まで (略) (市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3から第63条まで (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</p>	

律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第63条の3から第81条の8まで (略)
(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。)

年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超える0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ (略)

エ (略)

(2)・(3) (略)

第83条から第88条まで (略)
(種別割の減免)

第89条 (略)

律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号 (同条第16条に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第63条の3から第81条の8まで (略)
(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超える0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ (略)

オ (略)

(2)・(3) (略)

第83条から第88条まで (略)
(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手

帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
第91条から第139条の2まで (略) (特別土地保有税の減免)	第91条から第139条の2まで (略) (特別土地保有税の減免)
第139条の3 (略)	第139条の3 (略)
2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) • (3) (略)	2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) • (3) (略)
3 (略)	3 (略)
第140条から第148条まで (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	第140条から第148条まで (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)
第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称	第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称

及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（2）・（3）（略）

第150条及び第151条（略）

附 則

第1条から第10条まで（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

2～21（略）

22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23・24（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3（略）

2～12（略）

及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（2）・（3）（略）

第150条及び第151条（略）

附 則

第1条から第10条まで（略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

2～21（略）

22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23・24（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3（略）

2～12（略）

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法

	<p><u>附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p>
<u>13</u> (略)	
<u>14</u> (略)	
以 下 (略)	
	<u>14</u> (略)
	<u>15</u> (略)
	以 下 (略)

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 (略) (課税額)	第1条 (略) (課税額)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。	
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。	
4 (略)	4 (略)	
第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)	第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)	
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して	

得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の中給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の中給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

以 下 (略)

得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の中給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の中給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

以 下 (略)

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>壱岐クリーンエネルギー株式会社</u></p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (調査等の対象となる法人)</p> <p>第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは法第13条</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの</u>規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>以 下 (略)</p>	

令和6年度3月31日専決補正予算概要

- | | |
|--|-----|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 3月31日専決補正予算の概要 | 2~5 |
| 3. 基金の状況（見込み） | 6 |
| 4. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）
及び入湯税が充てられる経費 | 7 |



壱岐市

令和6年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
一般会計		25,510,792	△ 476,100	25,034,692
特別会計	国民健康保険事業特別会計	3,443,859		3,443,859
	診療施設勘定	49,594		49,594
	計	3,493,453		3,493,453
	後期高齢者医療事業特別会計	442,246		442,246
	介護保険事業特別会計	3,839,328		3,839,328
	介護サービス事業勘定	36,067		36,067
	計	3,875,395		3,875,395
	三島航路事業特別会計	134,917		134,917
	農業機械銀行特別会計	150,785		150,785
合計		8,096,796		8,096,796
一般会計、特別会計の合計		33,607,588	△ 476,100	33,131,488

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	796,803		796,803
	収益的支出	881,871		881,871
	資本的収入	292,574		292,574
	資本的支出	487,244		487,244
下水道事業会計	収益的収入	397,432		397,432
	収益的支出	396,844		396,844
	資本的収入	121,461		121,461
	資本的支出	185,821		185,821

令和6年度3月31日専決 補正予算の概要

■ 一般会計

(単位:千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源			一般財源			
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費	まちづくり協議会費	92,037	▲ 1,150	90,887	0	0	▲ 2,000	0	850	<p>●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・まちづくり交付金</p>	
1 総務管理費										政策企画課	
1 一般管理費										P22～23	
2 総務費	交通対策費	227,885	▲ 1,908	225,977	0	0	500	0	▲ 2,408	<p>●事業の背景・目的等 地域公共交通及び離島航路・航空路線の維持確保に努め、移動手段を確保するとともに市民の日常生活の確保と地域経済の活性化を図る。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・乗合タクシー運行業務 ・本土通院等航路運賃支援事業</p>	
1 総務管理費										総務課	
6 企画費										P22～23	
	ふるさと応援寄附金	1,654,135	▲ 415,135	1,239,000	0	0	0	▲ 364,365	▲ 50,770	<p>●事業の背景・目的等 本事業を通じて「ふるさと応援基金」の増加を図り、壱岐市総合計画の将来ビジョンを実現するための各種施策を展開していく。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	
										商工振興課	
										P22～23	
3 民生費	保健費	80,089	▲ 4,441	75,648	0	0	▲ 3,600	0	▲ 841	<p>●事業の背景・目的等 身体的、精神的、環境的、または経済的に困窮し、在宅で生活ができない高齢者等が自立した生活を営み社会活動に参加するために必要な援助を行う。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・老人ホーム空調機改修工事等</p>	
1 社会福祉費										市民福祉課	
6 老人福祉施設費										P22～23	

令和6年度3月31日専決 補正予算の概要

■ 一般会計										(単位:千円)
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他		
4 衛生費	クリーンセンター費	234,729	▲ 3,309	231,420	0	0	▲ 2,500	0	▲ 809	●事業の背景・目的等 一般廃棄物等の適正な処理のため、安定した施設の運営および計画的な維持改修を実施し、循環型社会の形成を図る。
2 清掃費					一般廃棄物 処理事業					環境衛生課
2 座芥処理費										P24~25
4 衛生費	汚泥再生処理センター 費	210,693	▲ 3,107	207,586	0	0	▲ 3,100	0	▲ 7	●事業の背景・目的等 適正な汚泥処理・再生利用のため、安定した施設の運営および計画的な維持改修を実施し、循環型社会の形成を図る。
2 清掃費					一般廃棄物 処理事業					環境衛生課
3 し尿処理費										P24~25
5 農林水産業費	水産業経営費	57,941	▲ 4,734	53,207	0	0	▲ 2,300	0	▲ 2,434	●事業の背景・目的等 近年の温暖化の影響により、藻場の回復阻害要因として、植食性魚類による海藻の食害が顕著化し、藻場の形成時期や構成種が大きく変化している。漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策事業を推進することで、藻場の早期回復を図る。
3 水産業費					過疎対策事 業費 △200					水産課
1 水産業経営費					過疎対策事 業(過疎地 域持続的 発展特別事 業) △2,100					P24~25
6 商工費	地域商社事業費	32,650	▲ 9,504	23,146	▲ 4,287	0	▲ 2,400	0	▲ 2,817	●事業の背景・目的等 若狭市内で生産された商品を、地域商社が長崎県等の関係機関と連携して営業活動を行い、販路開拓を実施し国内外に高価格で流通することによって、地域経済の浮揚と雇用拡大及び定住促進を図り、本市の活性化に繋げる。
1 商工費					過疎対策事 業(過疎地 域持続的 発展特別事 業)					商工振興課
2 商工振興費										P26~27

令和6年度3月31日専決 補正予算の概要

■ 一般会計										(単位:千円)
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他	一般財源	
6 商工費	戦略產品輸送経費支援事業	66,564	▲ 5,821	60,743	▲ 4,365	0	300	0	▲ 1,756	●事業の背景・目的等 市内製造業者の海上輸送費の負担を軽減することにより、新たな設備投資や雇用の拡充を促し、生産基盤の安定と市内製造業の活性化を図る。
1 商工費					離島活性化交付金					商工振興課
2 商工振興費					過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業）					P26~27
●事業内容 事業実績による減 ・戦略產品輸送経費支援事業補助金										
6 商工費	観光振興費	59,236	▲ 2,300	56,936	0	0	47	0	▲ 2,347	●事業の背景・目的等 観光振興計画に掲げる観光産業を中心とした外需喚起により、市内の経済活性化を図る。
1 商工費					過疎対策事業債△53					観光課
4 観光費					過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）100					P26~27
●事業内容 事業実績による減 ・観光需要喚起対策事業補助金										
7 土木費	港湾管理費	80,769	▲ 2,454	78,315	0	0	▲ 2,900	0	446	●事業の背景・目的等 港湾施設の維持管理・補修および計画的な改修を実施し、港湾施設利用者の安全性・利便性の向上を図る。
4 港湾費					緊急自然災害防止対策事業債△300					水産課
1 港湾管理費					公共事業等債△2,600					P26~27
●事業内容 事業実績による減 ・県営港湾事業負担金										
7 土木費	住宅建設費	192,410	▲ 8,885	183,525	0	0	▲ 19,000	0	10,115	●事業の背景・目的等 香川市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等の有効活用を図る。
7 住宅費					公営住宅建設事業					建設課
2 住宅建設費										P26~27
●事業内容 事業実績による減 ・市営住宅改修工事（永田団地ほか）										

令和6年度3月31日専決 補正予算の概要

■ 一般会計											(単位:千円)
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					国費	県費	地方債	その他	一般財源		
9 教育費	離島留学生ホームステイ事業費	25,388	▲ 4,478	20,910	▲ 2,091	0	▲ 3,900	0	1,513	●事業の背景・目的等 いきっこ留学実施協議会に対し補助金を交付し、高松市立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営に努め、教育振興並びに学校及び地域の活性化を図る。 ●事業内容 事業実績による減 ・いきっこ留学推進事業補助金	教育総務課 P28~29
9 教育費	中学校施設整備事業	57,291	▲ 1,543	55,748	0	0	▲ 1,825	0	282	●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設の改修工事を実施する。 ●事業内容 事業実績による減 ・郷ノ浦中学校屋上防水工事	教育総務課 P28~29
9 教育費	幼稚園施設整備費	32,949	▲ 2,164	30,785	▲ 2,296	0	▲ 5,000	0	5,132	●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設の改修工事を実施する。 ●事業内容 事業実績による減 ・郷ノ浦幼稚園外壁改修工事	教育総務課 P28~29
10 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	29,200	▲ 3,000	26,200	▲ 6,368	0	▲ 800	0	4,168	●事業の背景・目的等 台風などの異常気象により被災した公共土木施設の早期復旧を行うことにより、市民の安全安心を確保するとともに公共の福祉に努める。 ●事業内容 事業実績による減	建設課 P30~31

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区分	令和4年度末 現 在 高	令和5年度		令和5年度末 現 在 高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現 在 高 見 込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
一般会計分	財政調整基金	1,958,046	270,031	385,000	1,843,077	273,050	350,000	1,766,127
	減債基金	1,515,576	51,159	200,000	1,366,735	62,270	200,000	1,229,005
	地域振興基金	25,869	0	0	25,869	1	0	25,870
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	179,310	507,660
	老人ホーム事業施設整備基金	166,845	3	0	166,848	4	0	166,852
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	100,145	2	31,686	68,461	3	41,865	26,599
	沿岸漁業振興基金	54,832	18,148	14,646	58,334	18,149	18,146	58,337
	教育振興基金	7,005	0	300	6,705	13,002	0	19,707
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	1,000	0	8,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	130,000	2,043,400	0	645,742	1,397,658
	ふるさと応援基金	830,424	877,655	612,200	1,095,879	798,931	669,332	1,225,478
	過疎地域持続的発展特別事業基金	806,007	141,516	99,600	847,923	20	206,847	641,096
	本庁舎建設基金積立金	250,043	5	0	250,048	10	0	250,058
	学校施設整備基金積立金	350,131	7	0	350,138	10	0	350,148
	壱岐市森林環境譲与税基金	16,194	7,385	3,454	20,125	9,501	6,790	22,836
	企業版ふるさと納税基金	2,200	13,350	2,200	13,350	3,430	13,350	3,430
	小 計	6,524,888	1,058,071	894,086	6,688,873	844,062	1,781,382	5,751,553
	計	9,998,510	1,379,261	1,479,086	9,898,685	1,179,382	2,331,382	8,746,685
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	55,723	2	36,000	19,725	10,002	1	29,726
	介護給付費準備基金	101,120	10,001	0	111,121	10,003	1	121,123
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	26,454	6,500	33,000	8,956	11,076	30,880
	計	169,889	36,457	42,500	163,846	28,961	11,078	181,729
合 計		10,168,399	1,415,718	1,521,586	10,062,531	1,208,343	2,342,460	8,928,414

○定額運用基金

区分	令和4年度末 現 在 高	令和5年度		令和5年度末 現 在 高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現 在 高 見 込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	165	165	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	13,466	13,466	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	7,848	7,848	2,000	0	0	2,000
合 計	84,566	21,479	21,479	84,566	0	0	84,566
合計(積立基金+定額運用基金)	10,252,965	1,437,197	1,543,065	10,147,097	1,208,343	2,342,460	9,012,980

【参考資料】

令和6年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費

1.地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	343,315千円
	(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,180,389千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県) 支出金	市債	その他	引上げ分の地方消 費税（社会保障財 源化分の市町村交 付金）	その他	
社会 福祉	障害者福祉事業	1,209,042	881,540	0	3,854	48,778	274,870
	高齢者福祉事業	68,314	0	0	24,395	6,619	37,300
	児童福祉事業	27,482	130	0	13,000	2,163	12,189
	母子福祉事業	1,575	937	0	0	96	542
	生活保護扶助事業	694,217	519,224	0	26,904	22,319	125,770
	小計	2,000,630	1,401,831	0	68,153	79,975	450,671
社会 保 險	介護保険事業	576,039	42,796	0	8	80,366	452,869
	国民健康保険事業	277,746	152,175	0	22	18,922	106,627
	小計	853,785	194,971	0	30	99,288	559,496
保健 衛 生	高齢者医療事業	607,341	106,494	0	26,506	71,490	402,851
	疾病予防対策事業	139,488	4,641	0	99,838	5,276	29,733
	医療提供体制確保事業	579,145	0	0	1	87,286	491,858
	小計	1,325,974	111,135	0	126,345	164,052	924,442
合計		4,180,389	1,707,937	0	194,528	343,315	1,934,609

2.入湯税	(歳入) 入湯税	2,764千円
	(歳出) 観光振興及び観光施設の整備に要する経費	167,281千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県) 支出金	市債	その他	入湯税	その他
観光振興事業	167,281	10,662	39,900	86,928	2,764	27,027
合計	167,281	10,662	39,900	86,928	2,764	27,027

資料 3

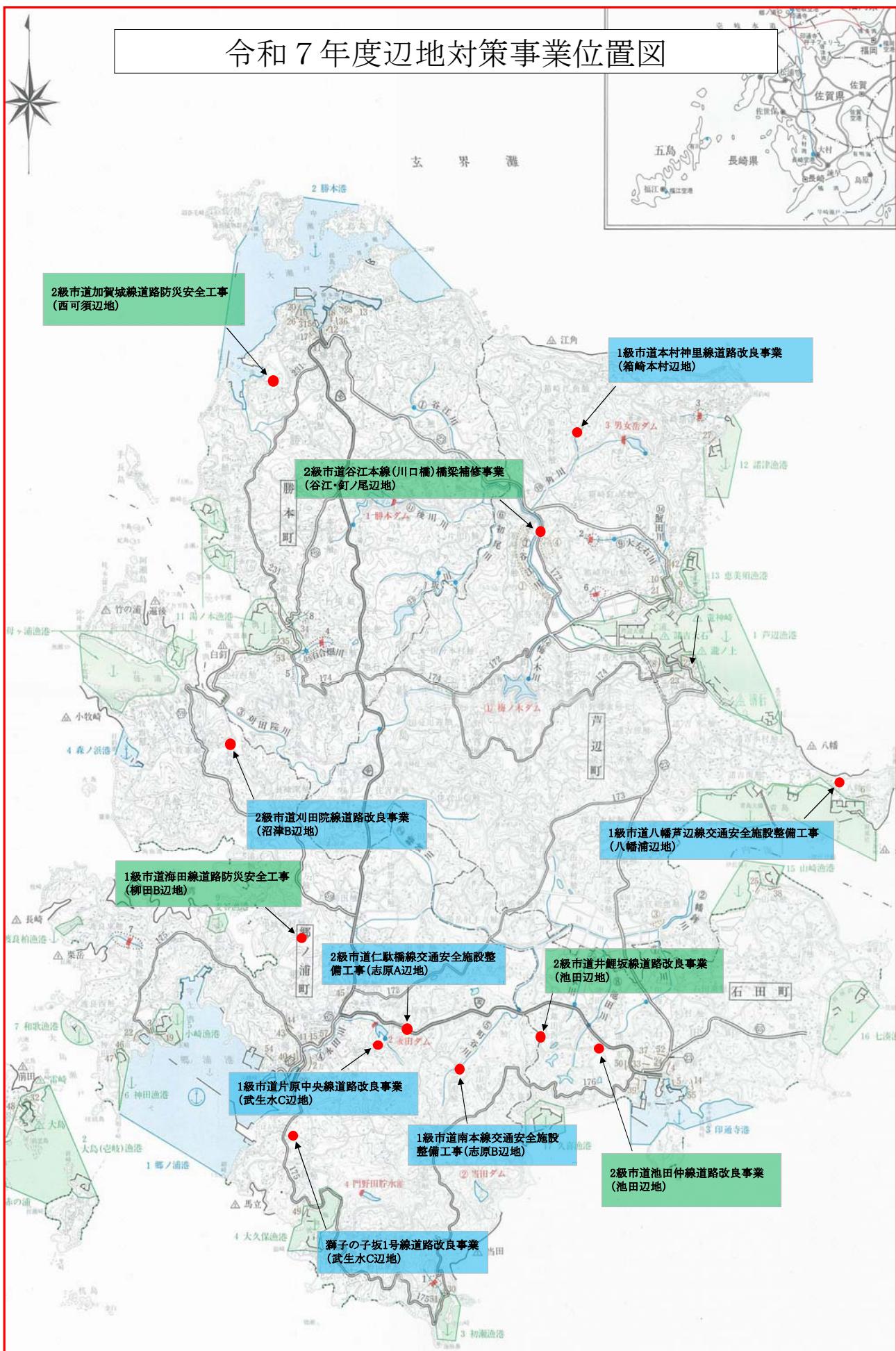
令和 7 年壱岐市議会定例会 6 月会議 議案第 38 号関係資料

辺地対策事業位置図等

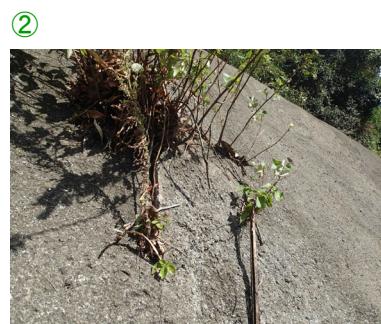
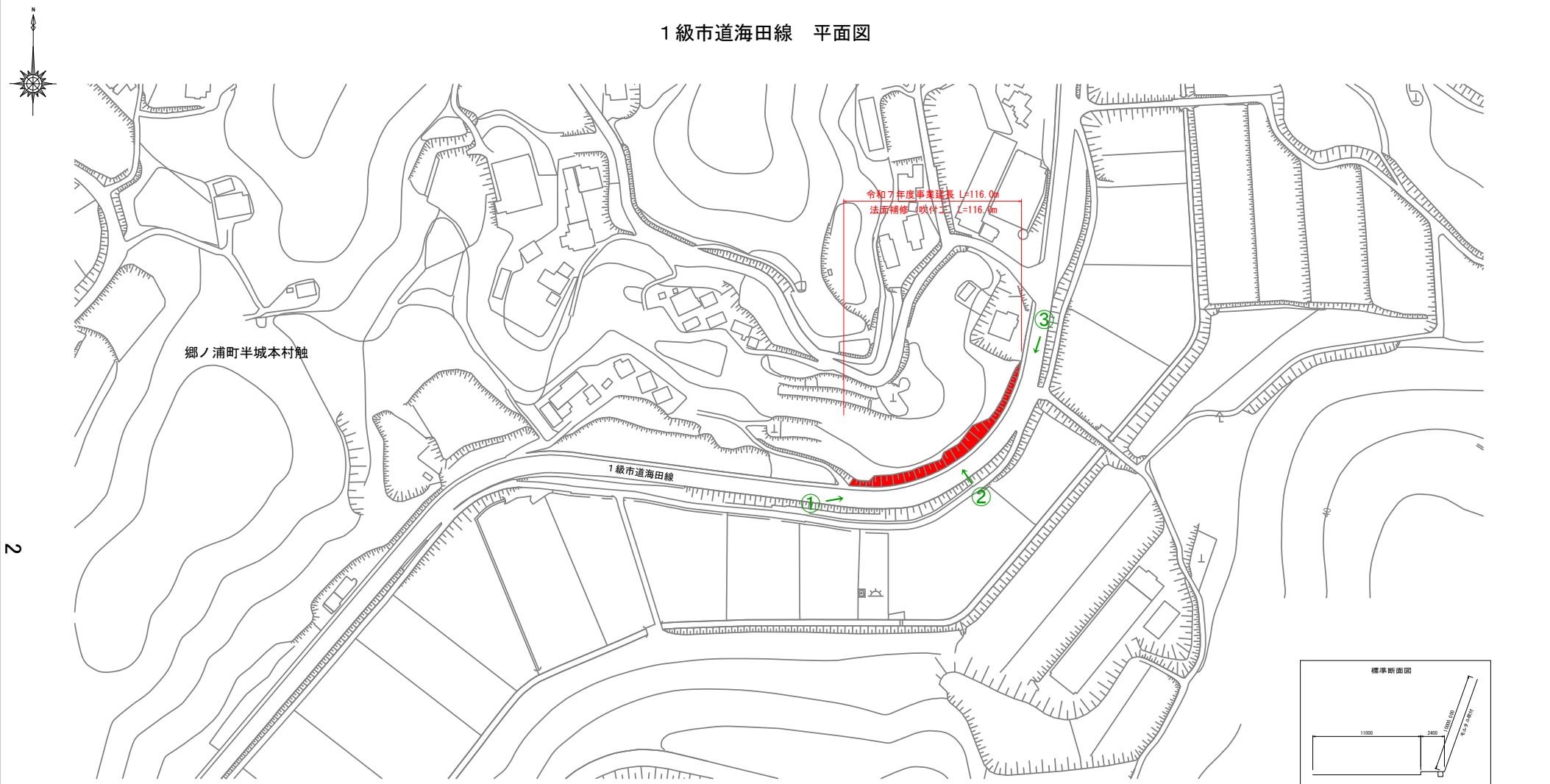
辺地対策事業関係資料

No.	事業名	辺地名	ページ	施設名
1	辺地対策事業位置図		1	
2	1級市道海田線道路防災安全工事	柳田B	2	道路
3	2級市道加賀城線道路防災安全工事	西可須	3	道路
4	2級市道谷江本線(川口橋)橋梁補修事業	谷江・釣ノ尾	4	道路
5	2級市道池田仲線道路改良事業	池田	5	道路
6	2級市道井鯉坂線道路改良事業	池田	6	道路
7	獅子の子坂1号線道路改良事業	武生水C	7	道路
8	1級市道片原中央線道路改良事業	武生水C	8	道路
9	2級市道刈田院線道路改良事業	沼津B	9	道路
10	2級市道仁駄橋線交通安全施設整備工事	志原A	10	道路
11	1級市道南本線交通安全施設整備工事	志原B	11	道路
12	1級市道八幡芦辺線交通安全施設整備工事	八幡浦	12	道路
13	1級市道本村神里線道路改良事業	箱崎本村	13	道路

令和7年度辺地対策事業位置図



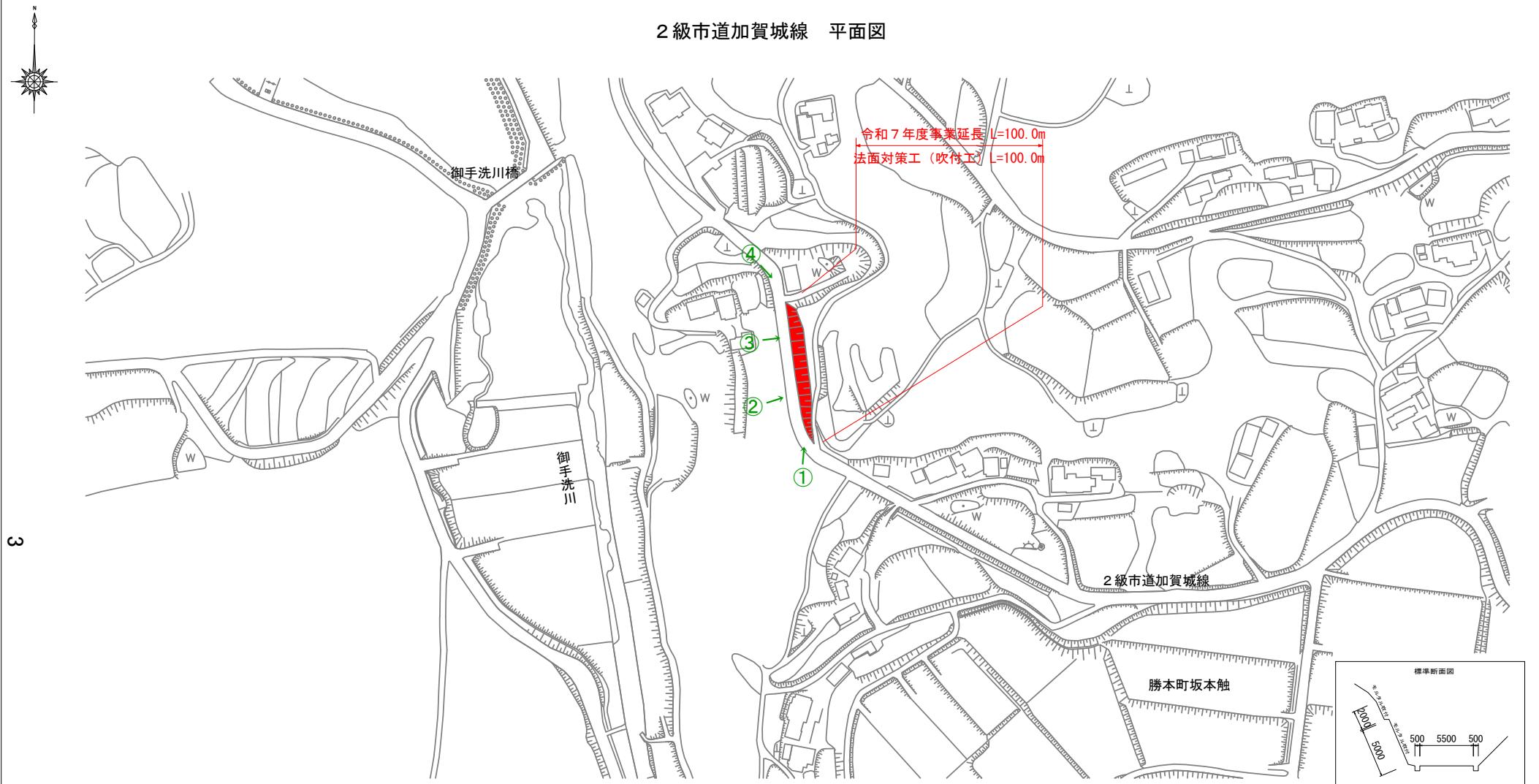
1級市道海田線 平面図



年 度	令和7年度
路 線 名	1級市道海田線
施 工 延 所	壱岐市 郷ノ浦町 半城本村舎
圖面種類	平 面 圖
縮 尺	S=1:1000
圖面番号	
次 年 度 以 降	

長崎県壱岐市

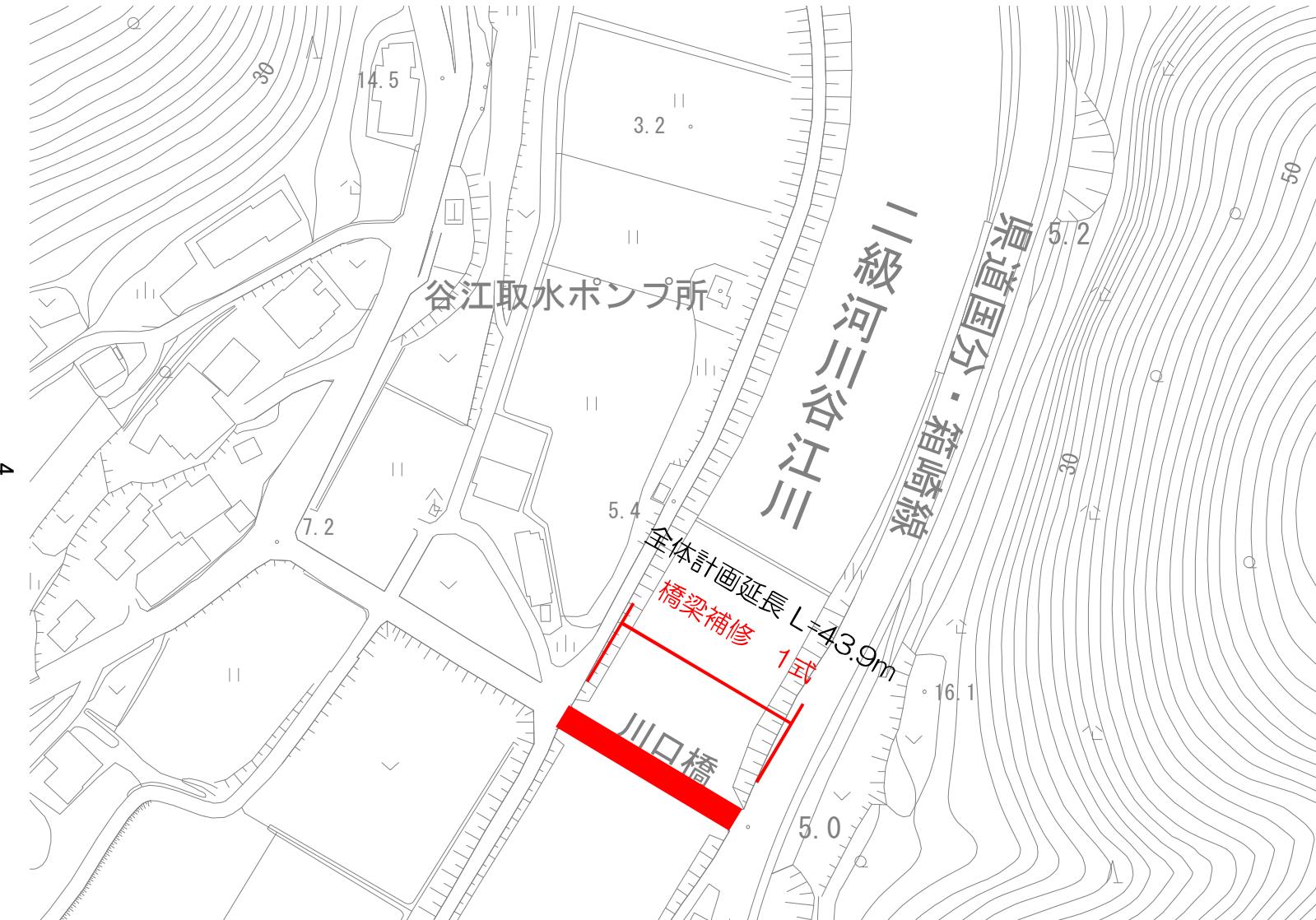
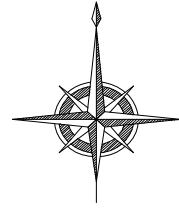
2級市道加賀城線 平面図



凡 例
過 年 度
当該年度
次年度以降

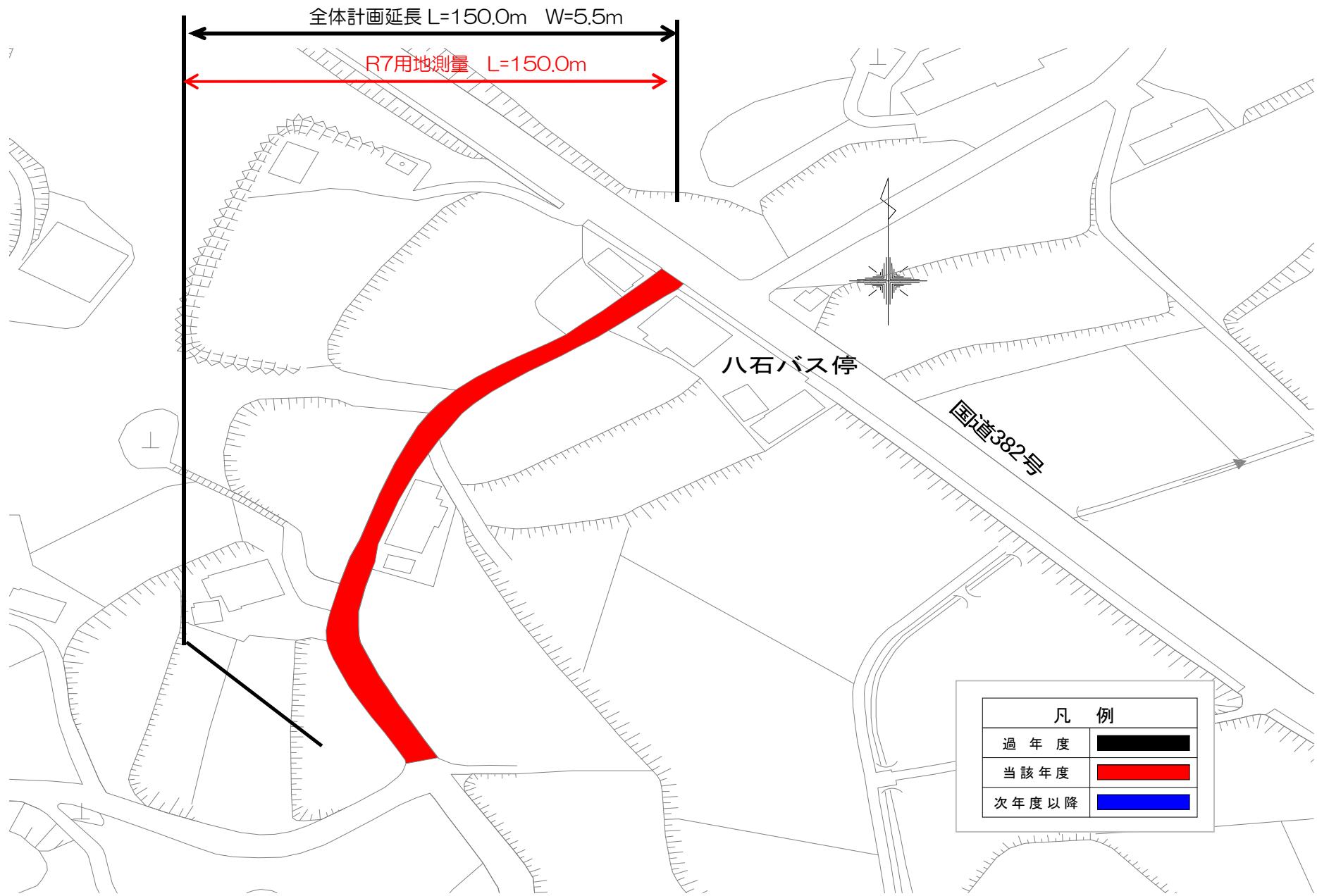
年 度	令和7年度
路 線 名	2級市道加賀城線
施 工 延 所	壱岐市 勝本町 坂本触
図面種類	平 面 図
縮 尺	S=1:1000
図面番号	
長 崎 県 壱 岐 市	

2級市道谷江本線（川口橋）橋梁補修事業



凡 例	
過 年 度	
当 該 年 度	
次 年 度 以 降	

2級市道池田仲線道路改良事業



2級市道井鯉坂線道路改良事業

事業区間 L=150.0m
用地測量 L=150.0m

石田町池田西触

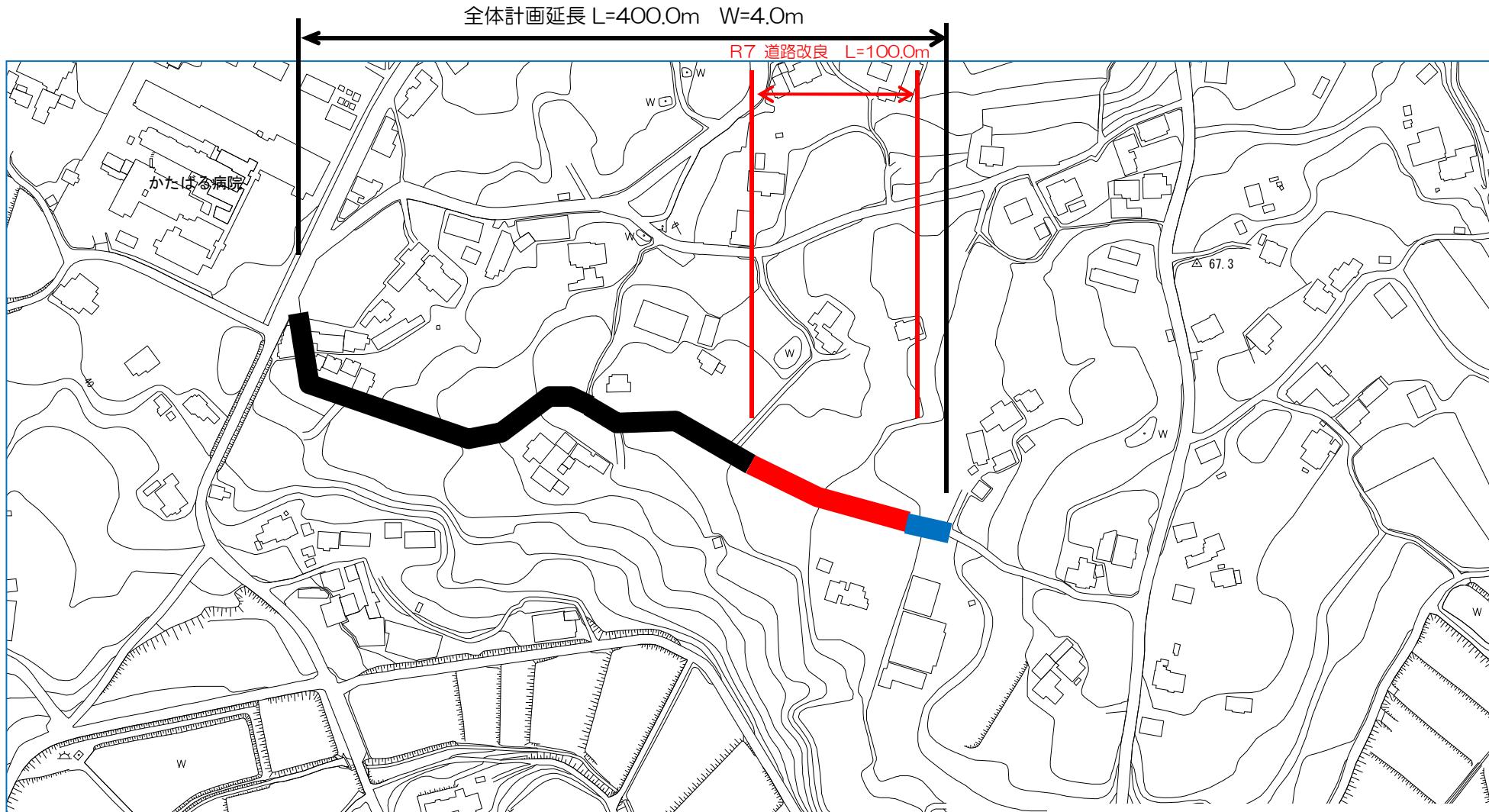
至 (国) 382号

9

至 久喜方面

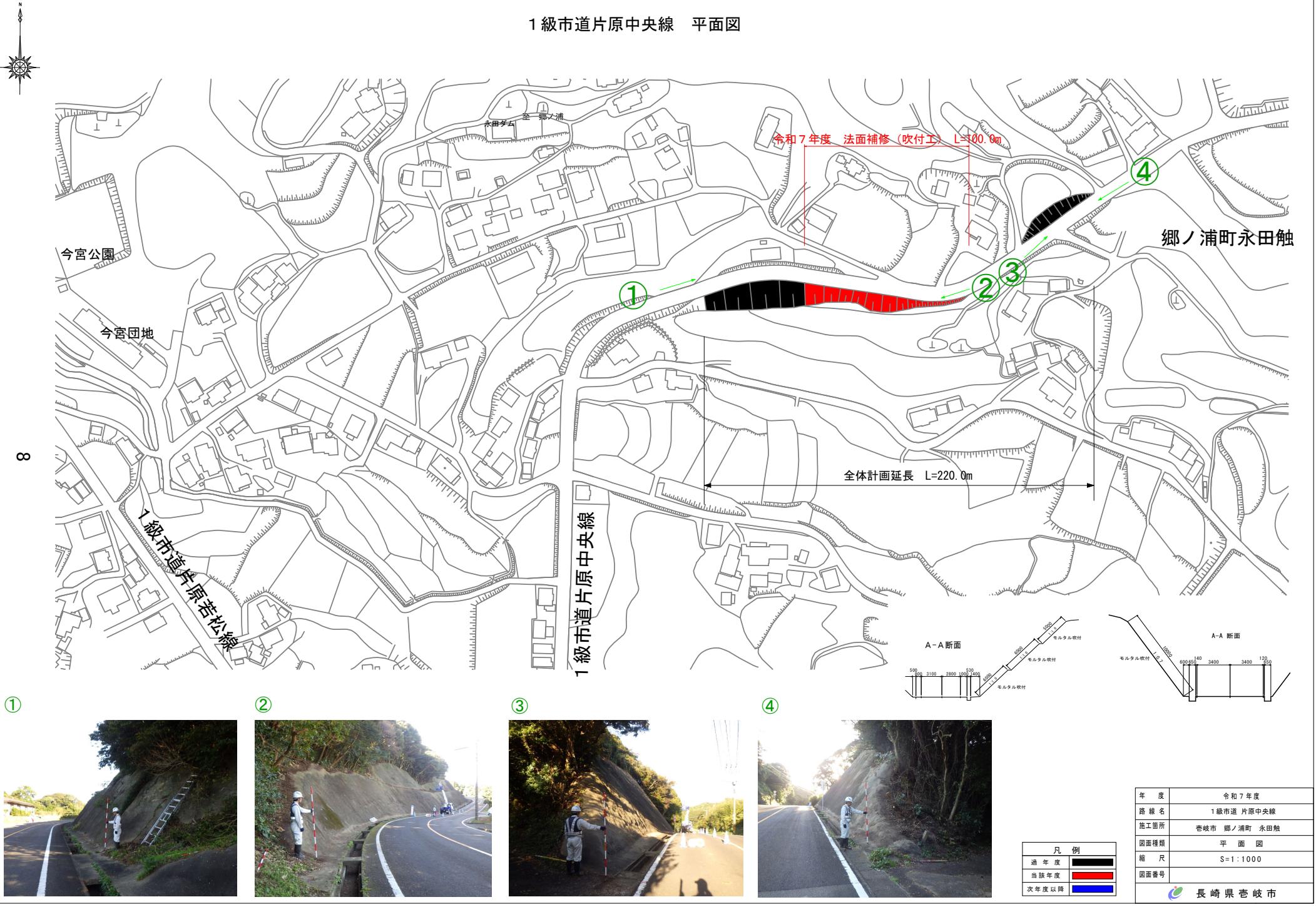
(2級市道井鰐坂線)	
年 度	令和 7 年度
業 務 名	2級市道井鰐坂線道路改良事業
施工箇所	巣崎市 石田町 池田西触
図面種類	平 面 図
縮 尺	S=1:500
図面番号	

市道獅子の子坂1号線道路改良事業



凡	例
令和6年度まで	
令和7年度施工区間	
令和8年度以降	

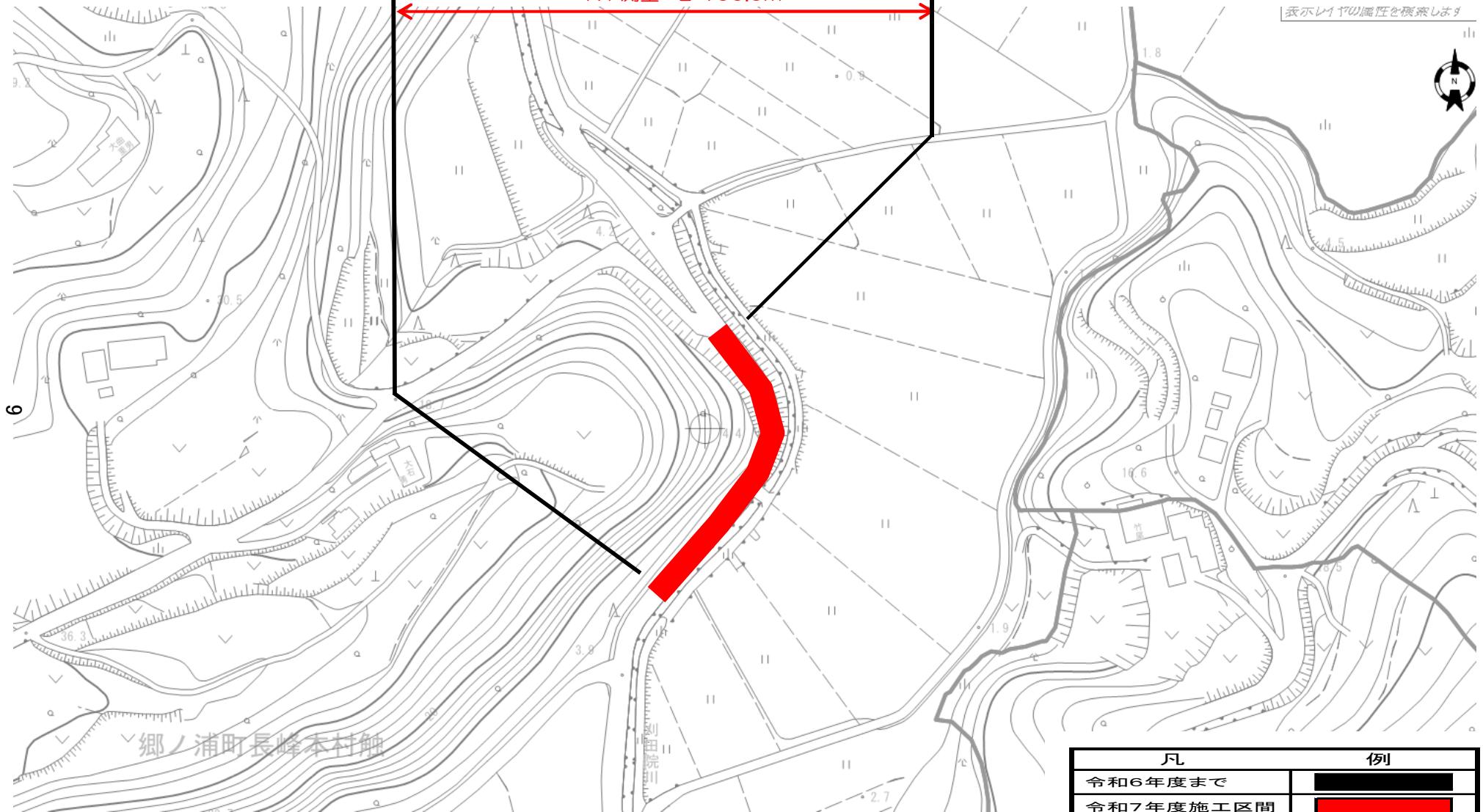
1級市道片原中央線 平面図



2級市道刈田院線道路改良事業

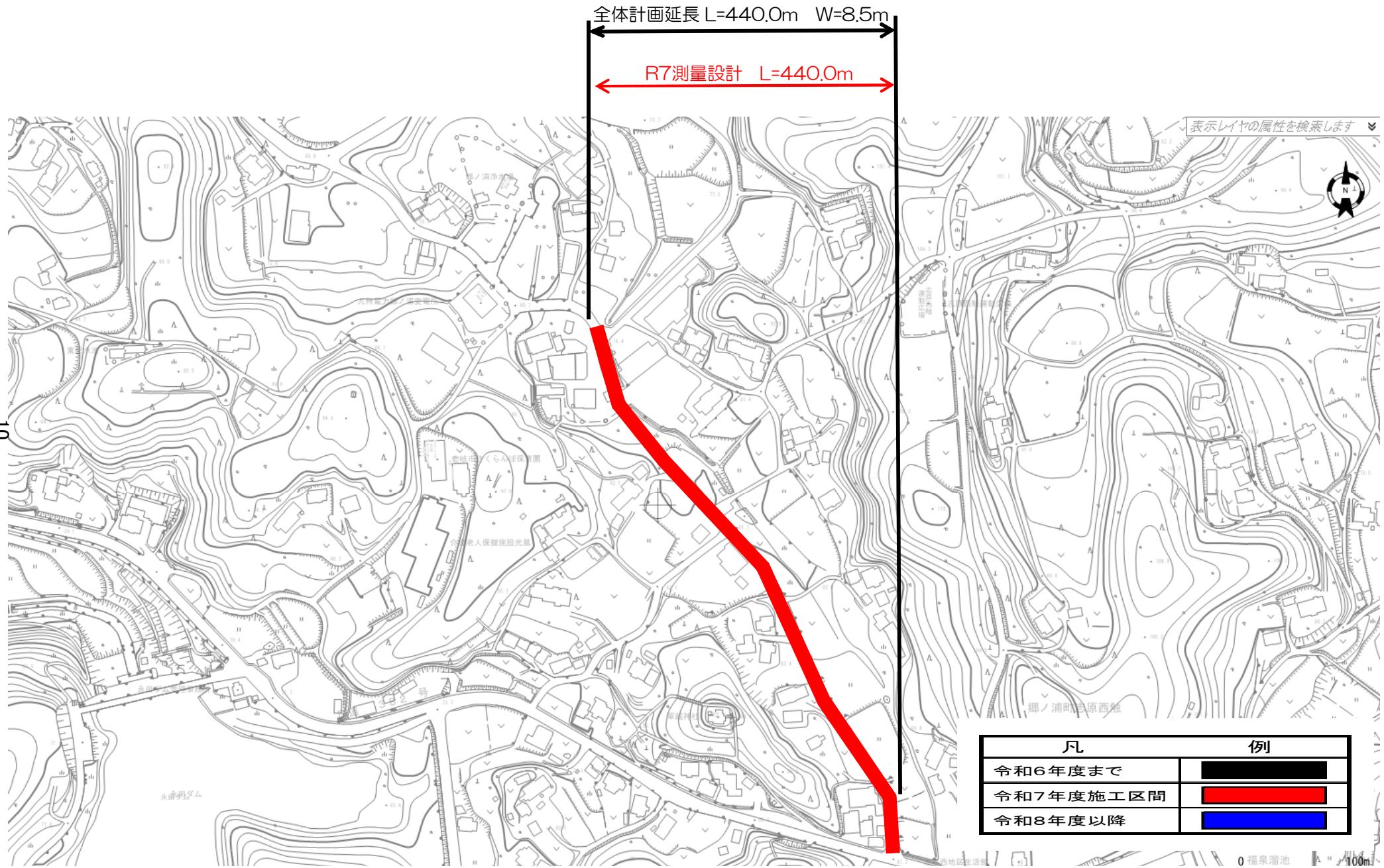
全体計画延長 L=100.0m W=5.5m

R7測量 L=100.0m

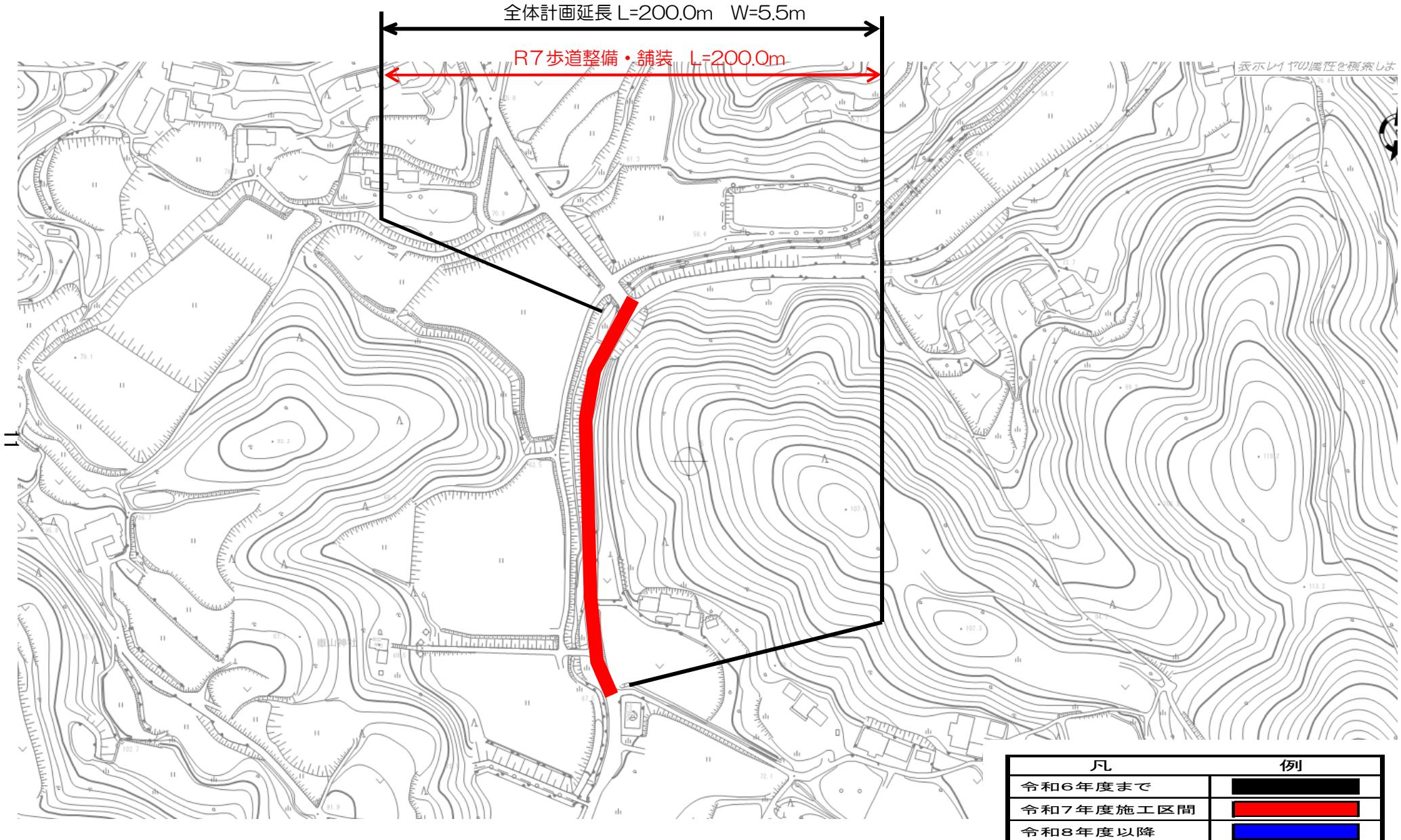


凡	例
令和6年度まで	
令和7年度施工区間	
令和8年度以降	

2級市道仁駄橋線交通安全施設整備工事



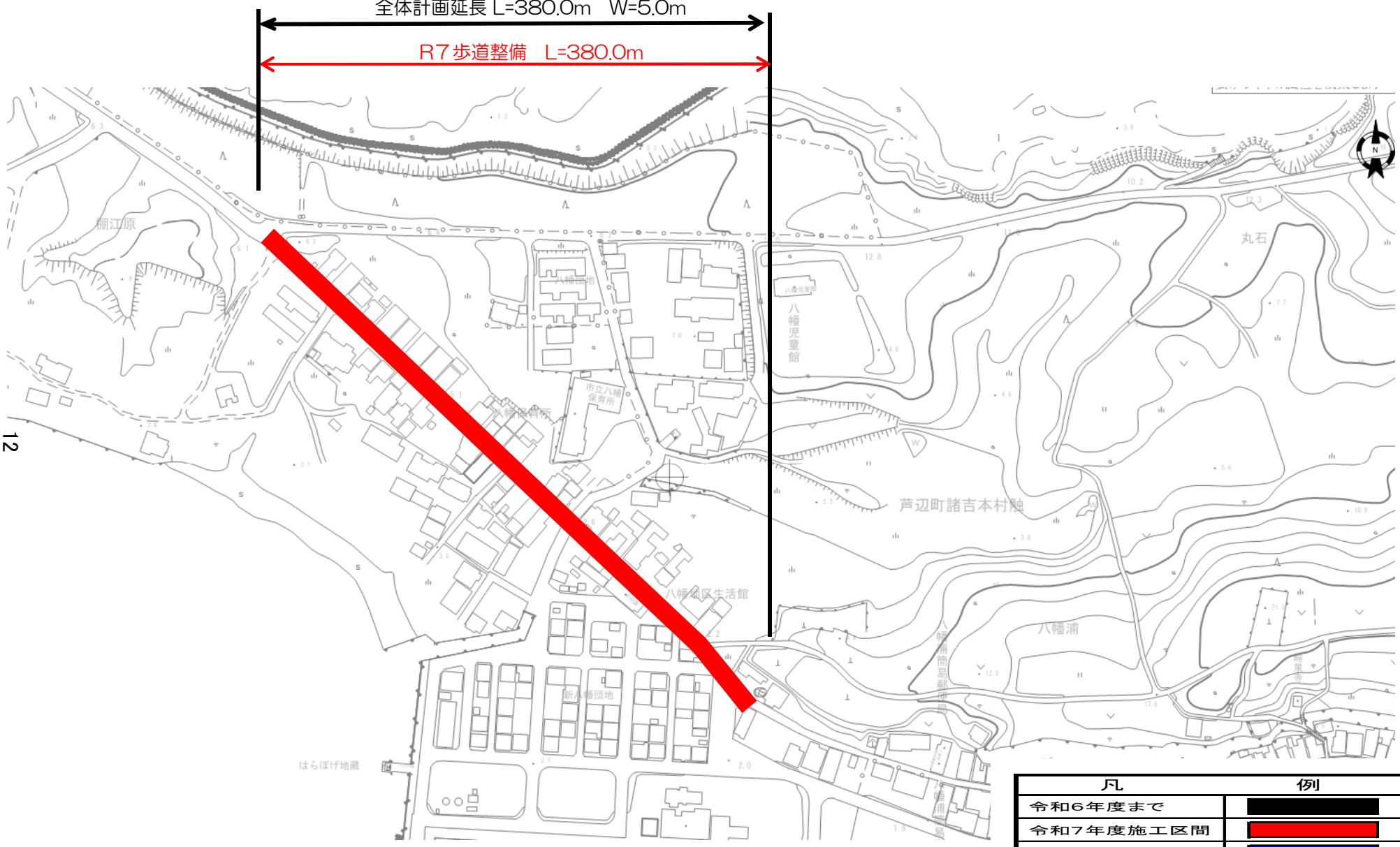
1級市道南本線交通安全施設整備工事



1級市道八幡芦辺線交通安全施設整備工

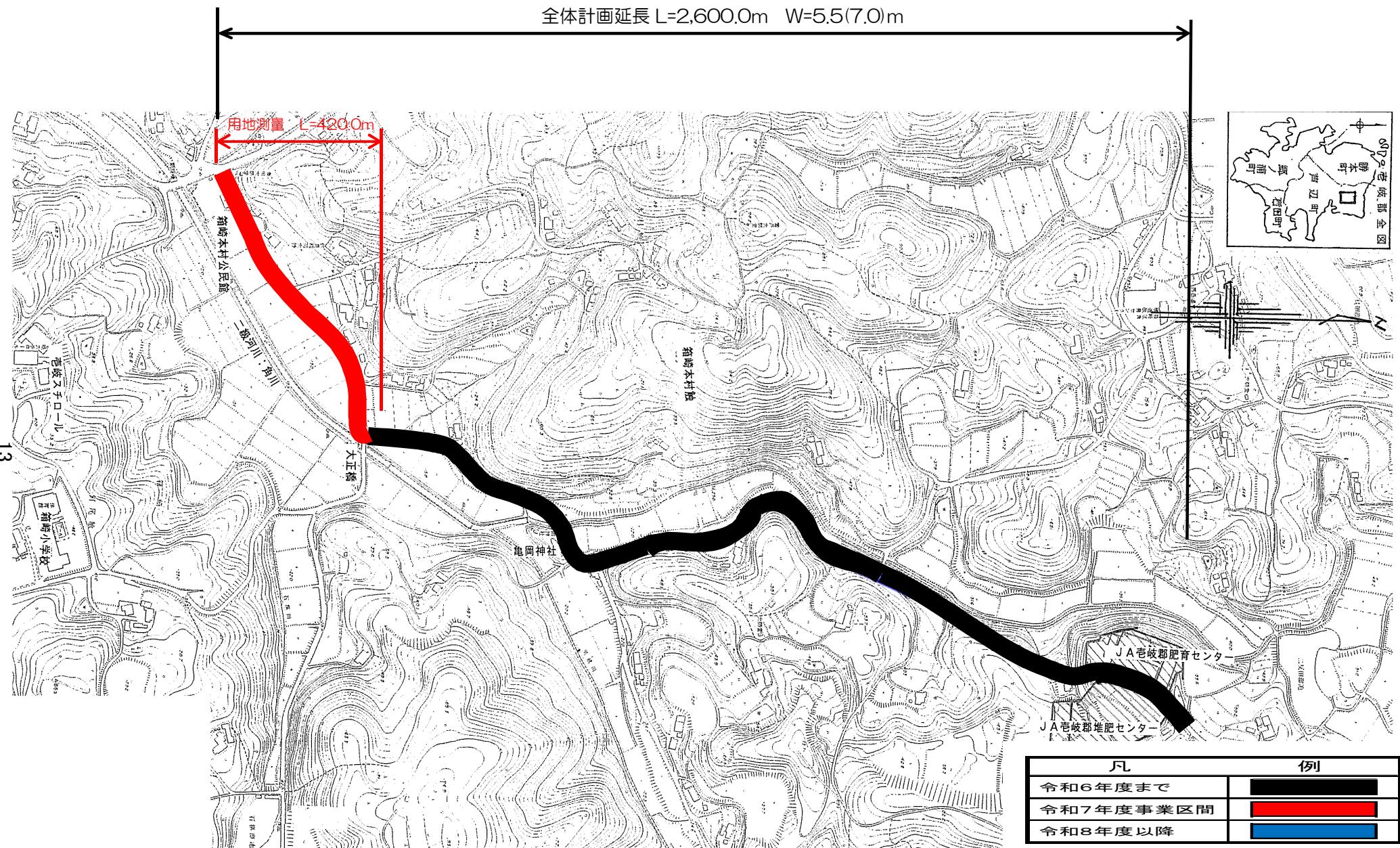
全体計画延長 L=380.0m W=5.0m

R7歩道整備 L=380.0m



凡 例	
令和6年度まで	黒
令和7年度施工区間	赤
令和8年度以降	青

1級市道本村神里線道路改良事業



壱岐市公営住宅等長寿命化計画（案）の概要

1.背景・目的

平成30年に改訂した「壱岐市公営住宅等長寿命化計画」を今回公営住宅等のストックの現状を再整理し、社会経済情勢や住民ニーズ、財政状況等の変化を踏まえ、地域の特性や住宅事情に応じた総合的な活用方針を再検討し、長寿命化を推進するための維持管理計画の見直しを行いました。

計画の期間 令和7年度から令和16年度

2.公営住宅等の状況【令和7年3月時点】（P7～）

公営住宅等の管理戸数

- ・公営住宅 104棟 722戸
 - ・特定公共賃貸住宅 2棟 14戸
 - ・単独住宅 9棟 32戸
- 合計 115棟 768戸

昭和40年代に建設された住宅が348戸（45.3%）あり、耐用年限の超過状況は、256戸（33.3%）で、さらに10年後は14戸（1.8%）が耐用年限を超過します。

3.入居者の状況（P19～）

入居世帯の世帯人員は、1人が最も多く43.7%、次いで2人が26.6%を占めています。入居世帯の年齢構成は、70歳代が21.0%と最も多く、次いで60歳代が19.6%と多くなっています。

4.空き家の発生状況（P23～）

空き家の戸数は、管理戸数768戸に対し177戸（うち政策空家73戸）で、全体の23.0%を占めています。

5.入居者意向調査による回答（P 27～）

このまま現在の「住宅に住み続けたい」が73.3%、理由としては、「住み慣れているので離れたくない」が43.6%、次いで「家賃が安いから」が37.2%と多くなっています。

また、将来建替えられた場合の意向は、「建て替えた住宅に入居したい」が32.5%、「条件によっては建て替えた住宅に入居したい」が58.0%で最も多く、約90%が建て替え後も入居の意向があります。

5.公営住宅の目標管理戸数の設定（P 51～）

本計画においては、将来的に必要となる公営住宅等の戸数は確実に確保していく考えのもと、計画完了年の令和16年度における公営住宅等の目標管理戸数（維持管理・改善等）の617戸と設定します。

$$\text{目標管理戸数} = 768\text{戸} - \text{用途廃止}151\text{戸} = 617\text{戸}$$

【維持管理605戸+建替12戸】

6.建替事業の実施方針（P 92～）

高齢単身者や高齢者夫婦世帯の比率が高く、今後その傾向はさらに高まると考えられます。そのため、建替を行う際には、手すりの設置、住宅内段差の解消、1階共用部分へのスロープの設置を行う等の対応により、住戸内及び共用部、敷地のバリアフリー化を図ります。

令和7年度6月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧 1
2. 6月補正予算の主要事業 2~6
3. 基金の状況（見込み） 7
4. 参考資料 8~11



壱岐市

令和7年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一般会計		25,220,000	156,509	25,376,509
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定 診療施設勘定 計	3,301,070 50,260 3,351,330	3,301,070 50,260 3,351,330
	後期高齢者医療事業特別会計	441,304		441,304
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定 介護サービス事業勘定 計	3,832,532 30,030 3,862,562	3,832,532 30,030 3,862,562
	三島航路事業特別会計	142,785		142,785
	農業機械銀行特別会計	163,387		163,387
	合計	7,961,368		7,961,368
	一般会計、特別会計の合計	33,181,368	156,509	33,337,877

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	731,850		731,850
	収益的支出	822,711		822,711
	資本的収入	255,820		255,820
	資本的支出	471,891		471,891
下水道事業会計	収益的収入	394,116		394,116
	収益的支出	390,551		390,551
	資本的収入	138,389		138,389
	資本的支出	198,143		198,143

令和7年度6月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
2 総務費	財産管理費	25,001	1,850	26,851	0	0	0	0	1,850	6-2 持続可能な財政基盤の構築 6-2 公的資産の有効活用	3 100 公有財産の払い下げによる財源確保・管理費削減		●事業の背景・目的等 市役所の組織の一部を変更し、「産業の連携強化」、「壱岐市の魅力を更に発信し、観光を次のステージへ」、「職員の力が十分に発揮できる組織体制の構築」を実践する。 ●事業内容 機構改革に伴う部の変更や課の新設に対応するため、各庁舎の環境整備費用を計上。 ○物品修繕（受付カウンター） ○運搬費用 ○業務委託（庁舎表示物作製） ○電話増設工事	財政課 P12~13					
1 総務管理費																			
5 財産管理費																			
2 総務費	企画費	8,823	4,900	13,723	0	0	0	4,900	0	2-1 持続可能なコミュニティの形成	1 88 まちづくり協議会による協働のまちづくり		●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりのまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。 ●事業内容 <一般コミュニティ助成事業> 一般財団法人自治総合センターにより採択された事業への補助交付事業 ○コミュニティ活動備品の整備等（助成額：1,000千円～2,500千円） 交付対象：自治公民館2件（2,400千円×1件、2,500千円×1件）	地域共創課 P12~13					
1 総務管理費																			
6 企画費																			
交通対策費		305,506	399	305,905	0	0	0	0	399	5-3 公共交通体系の充実	3 島内陸上交通の維持・活性化		●事業の背景・目的等 将来に渡り地域公共交通の維持確保を図るため、壱岐市地域公共交通計画を策定する。 ●事業内容 壱岐市地域公共交通計画策定にあたり関連する経費を計上 ○壱岐市地域公共交通活性化推進協議会 報酬	総務課 P12~13					
ふるさと応援寄附金		1,543,100	1,035	1,544,135	0	0	0	1,035	0	2-1 持続可能なコミュニティの形成	2 ボランティア団体・NPO等の活動支援	99 企業版も含めたふるさと納税30億円への挑戦	●事業の背景・目的等 壱岐市内のNPO等が実施する公益的な事業に係る交付金交付要綱に基づき、市内NPO等が実施する公益的な事業を指定して寄附された支援寄附金について、寄附募集のための経費を除く8割を当該団体へ交付することで、公益的な事業の推進を図る。 ●事業内容 <公益的な事業支援交付金> ○令和6年度寄附実績総額 1,293,100円 ○対象団体 市内NPO等 3団体 1,293,100円（寄附実績）×0.8=1,035千円	商工振興課 P12~13					

令和7年度6月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

（単位：千円）

■ 一般会計

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
2 総務費	移住・定住促進プロジェクト事業	67,785	18,000	85,785	14,750	0	0	0	3,250	4-4 UIターン の強化	4 移住・生 活支援	●	●事業の背景・目的等 二地域居住の促進により、関係人口・定住人口の増加を図り、第4次壱岐市総合計画に掲げる「2050年人口2万人」の実現を図る。 ●事業内容 二地域居住を促進するための官民連携での実施体制を構築し、周知啓発活動により市民等の二地域居住者受入に向けた機運の醸成を図る。 二地域居住の先進事例の視察研修等を行い、次年度以降の壱岐市での先導的事業の効果的な実施につなげるとともに、壱岐市内の主要団体等で構成する「壱岐市二地域居住促進協議会（仮）」（以下、「協議会」。）を設立し、二地域居住を促進するための計画について協議等を行うとともに、関係者間の合意形成を図る。 <二地域居住先導のプロジェクト実施事業> ○報償費および旅費（講習謝金・旅費） 627千円 ○実験事業委託料 17,373千円 ①促進支援コンソーシアム運営業務 2,500千円 ②二地域居住情報発信業務 373千円 ③二地域居住促進計画策定業務 5,000千円 ④エアトランスポーティー調査設計業務 3,000千円 ⑤視察研修・モニターリング実施 3,000千円 ⑥促進協議会運営業務 1,000千円 ⑦二地域居住周知啓発業務 2,500千円	P12~13					
1 総務管理費																			
6 企画費																			
2 総務費	電算業務費	169,251	10,467	179,718	0	0	0	0	10,467	5-2 情報基盤 の整備と ICTを活 かしたま ちづくり	1 情報基盤 の整備の 推進	97 市民皆様 も職員も 便利にな る自治体 デジタル 化の推進	●事業の背景・目的等 国が進める基幹系システム20業務の標準化をガバメントクラウドを利用して行うことで、より高度で安定したシステムを実現する。 ●事業内容 国が進める基幹系システム標準化をガバメントクラウドを利用して実施するため、庁内ネットワークの環境構築および利用料等の関連経費を計上。 ○ガバメントクラウド利用料 6,067千円 ○システム保守 4,400千円	一緒に推進課					
1 総務管理費																			
7 情報管理費																			
5 農林水産業費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	0	12,236	12,236	0	9,788	0	0	2,448	1-1 農林業の 振興	2 経営力の 強化	10 高収益農 業推進に よる農家 所得の向 上	●事業の背景・目的等 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」・「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行う。 ●事業内容 <ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業> (機械設備導入に対する支援) ○補助対象: 集落営農法人 2件 ○補助対象事業費: 24,472千円 ○負担割合: 県4/10、市1/10 ○市事業費: 12,236千円 (24,472千円×4/10(県)・1/10(市))	農林課					
1 農業費																			
3 農業振興費																			

令和7年度6月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ				
					特定財源											
					国費	県費	地方債	その他	一般財源							
5 農林水産業費	新規就農者総合支援対策事業	10,625	10,498	21,123	0	10,498	0	0	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	10 高収益農業推進による農家所得の向上	●事業の背景・目的等 次代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入などの取り組みを支援する。	農林課 P14~15		
1 農業費					長崎県経営発展支援事業											
3 農業振興費																
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	0	10,145	10,145	0	10,145	0	0	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	10 高収益農業推進による農家所得の向上	●事業の背景・目的等 集落営農活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など総合的に支援を行う。	農林課 P14~15		
					集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金											
	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	0	32,000	32,000	0	32,000	0	0	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	10 高収益農業推進による農家所得の向上	●事業の背景・目的等 令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の取り組みを支援し、施設の維持・強化を通じて農業の生産性・収益性の向上を図る。	農林課 P14~15		
					新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金											
	第2堆肥センター管理費	15,318	7,819	23,137	0	0	0	0	7,819	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化		●事業の背景・目的等 畜糞堆肥物適正処理のため、牛糞を有機肥料として堆肥製品化することで、資源の再利用を図り農地の地力向上と環境保全を図る。	農林課 P14~15		
1 農業費																
4 営農業費																

令和7年度6月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	水産業振興費	91,130	948	92,078	0	1,300	0	0	▲ 352	1-2 水産業の 振興	1 漁業環境 の再生・ 整備	15 海や漁師 町の地域 資源を活 用する 「海業」 推進で所 得増加	●事業の背景・目的等 勝本港黒瀬地区において、県は遊覧船用の浮桟橋や物揚場等の整備を、市は埋立を進めている。埋立後の計画について関係者と協議中であるが、計画は埋立地を活用した地域活性化につながる「海業」として取り組んでいく。	水産課 P14~15					
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	236,618	39,566	276,184	27,300	0	10,600	0	1,666	5-4 社会基盤 の再生と 有効活用	1 社会基盤 の整備・ 維持管 理・長寿 化の推 進		●事業の背景・目的等 幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興お よび地域の活性化を支援する。	建設課 P14~15					
8 消防費 1 消防費 1 常備消防費	常備消防経営費（消 防本部・署）	46,530	467	46,997	0	0	0	400	67	5-5 防災・危 機管理体 制の強化	4 危機管理 体制の充 実・強化		●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施 設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の 国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニ ティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の 向上に寄与することを目的としている。	消防本部 P14~15					
													●事業内容 <地域防災組織育成事業> 幼児期における火災予防教育を図るため、コミュニティ助成事業（地域防災 組織育成）を活用し、幼年消防用鼓笛隊セットを整備する。						
													○幼年消防用鼓笛隊セット一式（那賀幼稚園幼年消防クラブ）						

令和7年度6月補正予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
9 教育費 2 小学校費 2 教育振興費	小学校教育振興費	63,767	300	64,067	0	300	0	0	03-2 学校教育 の充実	4 教育環境 の整備	95 職員の力 が十分に 発揮でき る組織体 制の構築	●事業の背景・目的等 コミュニティ・スクールの機能を活用し、地域や民間などとの連携・協働によ り教員の多岐にわたる業務を軽減させ、子どもと向き合う時間を確保する働き 方改革について研究を進めることで、働き方改革の推進及びコミュニティ・ス クールの更なる推進を図る。	教育総務課	P16~17					
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	体育施設管理費	10,303	4,212	14,515	0	0	0	0	4,212 社会教 育・ス ポーツの 充実	3-3 文化・ス ポーツ活 動支援	2 文化・ス ポーツ活 動支援	●事業の背景・目的等 社会体育施設の維持管理に努め、市民のスポーツやレクリエーション活動を 推進し、生涯スポーツの振興を図る。	文化スポーツ 振興課	P16~17					
大谷公園・体育館管 理費	大谷公園・体育館管 理費	31,943	1,387	33,330	0	0	0	0	1,387 社会教 育・ス ポーツの 充実	3-3 文化・ス ポーツ活 動支援	2 文化・ス ポーツ活 動支援	●事業の背景・目的等 社会体育施設の維持管理に努め、市民のスポーツやレクリエーション活動を 推進し、生涯スポーツの振興を図る。	文化スポーツ 振興課	P16~17					
ふれあい広場管理費	ふれあい広場管理費	7,712	285	7,997	0	0	0	0	285 社会教 育・ス ポーツの 充実	3-3 文化・ス ポーツ活 動支援	2 文化・ス ポーツ活 動支援	●事業の背景・目的等 社会体育施設の維持管理に努め、市民のスポーツやレクリエーション活動を 推進し、生涯スポーツの振興を図る。	文化スポーツ 振興課	P16~17					
												●事業内容 ふれあい広場の照明設備緊急点検を実施し安全安心な施設の運用に努める。							
												○ふれあい広場 照明設備緊急点検							

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現 在 高 見 达	令和7年度(見込み)		令和7年度末 現 在 高 見 达	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
一般会計分 特定目的基金	財政調整基金	1,843,077	273,050	350,000	1,766,127	461	670,000	1,096,588
	減債基金	1,366,735	62,270	200,000	1,229,005	2,510	300,000	931,515
	地域振興基金	25,869	1	0	25,870	7	0	25,877
	地域福祉基金	686,970	0	179,310	507,660	0	180,000	327,660
	老人ホーム事業施設整備基金	166,848	4	0	166,852	42	0	166,894
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	68,461	3	41,865	26,599	18	14,082	12,535
	沿岸漁業振興基金	58,334	18,149	18,146	58,337	18,162	18,147	58,352
	教育振興基金	6,705	13,002	0	19,707	12	2,857	16,862
	松永記念館維持管理基金	7,805	1,000	0	8,805	0	0	8,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	2	0	6,246
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,043,400	0	645,742	1,397,658	0	800,000	597,658
	ふるさと応援基金	1,095,879	798,931	669,332	1,225,478	1,000,020	801,035	1,424,463
	過疎地域持続的発展特別事業基金	847,923	20	206,847	641,096	212	231,900	409,408
	本庁舎建設基金積立金	250,048	10	0	250,058	63	0	250,121
	学校施設整備基金積立金	350,138	10	0	350,148	88	0	350,236
	壱岐市森林環境譲与税基金	20,125	9,501	6,790	22,836	9,506	15,938	16,404
	企業版ふるさと納税基金	13,350	3,430	13,350	3,430	120	3,310	240
	小 計	6,688,873	844,062	1,781,382	5,751,553	1,028,252	2,067,269	4,712,536
	計	9,898,685	1,179,382	2,331,382	8,746,685	1,031,223	3,037,269	6,740,639
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	19,725	10,002	1	29,726	23,598	1	53,323
	介護給付費準備基金	111,121	10,003	1	121,123	28	40,863	80,288
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	33,000	8,956	11,076	30,880	1	23,600	7,281
	計	163,846	28,961	11,078	181,729	23,627	64,464	140,892
合 計		10,062,531	1,208,343	2,342,460	8,928,414	1,054,850	3,101,733	6,881,531

○定額運用基金

区 分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現 在 高 見 达	令和7年度(見込み)		令和7年度末 現 在 高 見 达
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	0	0	62,566	0	0	62,566
収入印紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	84,566	0	0	84,566	0	0	84,566
合計(積立基金+定額運用基金)	10,147,097	1,208,343	2,342,460	9,012,980	1,054,850	3,101,733	6,966,097

令和 7 年度予算
参考資料
(6 月補正予算)

<目的と概要>

二地域居住は、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、壱岐市を拠点の一つと捉えてもらうことで移住者等の離島への移住に係る心理的な負担を軽減し、関係人口や定住人口の拡大につなげ壱岐市第4次総合計画に掲げる「2050年人口2万人」の実現を図る。

二地域居住を促進するための官民連携での実施体制を構築し、周知啓発活動により市民等の二地域居住者受入に向けた機運の醸成を図る。また、関係者において、二地域居住の先進事例の視察研修等を行い、次年度以降の壱岐市での先導的事業の効果的な実施につなげる。さらに、壱岐市内の主要団体等で構成する「壱岐市二地域居住促進協議会(仮)」を設立し、二地域居住を促進するための計画について協議等を行うとともに、二地域居住促進に向けて関係者間の合意形成を図る。

予算額	18,000
財源内訳	国庫支出金
	14,750
	県支出金
	地方債
	その他
一般財源	3,250
備考	離島活性化交付金 二地域居住等促進事業費補助金

事業名	事業内容等
● 壱岐市二地域居住促進支援コンソーシアムの運営	官民連携にて本市での二地域居住を促進するための「壱岐市二地域居住促進支援コンソーシアム」を運営する。
● 二地域居住の情報発信（講演会・ワークショップ等）	二地域居住に関する市民の理解を深めるための、講演会及びワークショップを実施する。
● 壱岐市二地域居住促進計画（仮）策定	本市の二地域居住を計画的に促進するために必要な「特定居住促進計画」を策定する。
● 二地域居住に向けたエアトランスポーティの調査設計	離島である本市への二地域居住者が、航空券手配を含む他の移動手段の手配を能動的に実施するためのニーズを明確化するための調査等を実施する。
● 協議会・視察研修・周知啓発等（離島活性化交付金事業）	市内の主要団体等で構成する協議会を組織し、二地域居住促進に向けた合意形成を図るとともに、構成員等による先進事例の視察等も行う。また、二地域居住についての周知啓発活動も実施する。



<目的と概要>

新共同乾燥調製施設(深江ライスセンター)の機能向上の設備導入

既存の乾燥調製施設について、老朽化による荷受能力の低下と故障による操業停止リスクが非常に高くなっているため、荷受設備等の機能向上により水稻高温耐性品種の効率的な集荷体制を整備し高温耐性品種の作付け推進を図る。また、大麦の効率的な集荷体制を整備し刈り取り適期時の荷受効率を向上することで品質向上を図る。

予算額	32,000
国庫支出金	
県支出金	32,000
地方債	
その他	
一般財源	0
備考	

<新共同乾燥調製施設(整備年度:令和7~8年度)>

・近年の気象変動により登熟期の高温の影響で品質低下が認められるため、高温耐性品種である「つや姫」「なつほのか」及び「にこまる」の作付拡大が有効である。そのため、荷受設備や乾燥設備の機能向上による集荷・乾燥作業の向上を図り、さらに色彩選別機の機能向上により製品品質の向上を図ることで、高温耐性品種の作付け拡大に繋げる。

・麦類において成熟期に断続的な降雨にあうと品質・収量の低下、刈取機会の損失の要因となるため、限られた収穫期間での収穫および集荷が必要となる。そのため、講習会等での適期播種、排水対策、適期刈取などの栽培指導に加えて、荷受設備や乾燥設備の機能向上による集荷・乾燥作業の向上を図ることによって、適期刈取り時期での効率的な集荷を行うことで品質・単収の向上に繋げる。

(事業概要)

- ①荷受施設(荷受計量機):カラータッチパネルとなり荷受作業の効率向上
- ②荷受施設(自動自主検定装置):カラータッチモニターにより操作性と視認性向上
- ③乾燥施設(常温除湿乾燥機):均一均質乾燥が可能になり乾燥効率1割向上
- ④調製施設(色彩選別機):モノクロからフルカラー-plus赤外線カメラにより処理性能向上
- ⑤出荷施設(自動計量包装機):モーターをインバーター制御可能で速度調整により効率向上
- ⑥出荷施設(自動積付装置):カラーパネルによる視認性向上と出荷作業の短縮

【令和7年度】

事業費72,864千円 補助対象事業費64,000千円 国費32,000千円

【令和8年度】

事業費86,184千円 補助対象事業費75,700千円 国費37,850千円

<目的と概要>

勝本港黒瀬地区において、県は遊覧船用の浮桟橋や物揚場等の整備を、市は埋立を進めている。埋立後の計画について勝本浦部の関係者と現在協議中であるが、計画は埋立地を活用した地域活性化につながる「海業」として取り組むこととしている。「海業」について見識を深め、本年度具体的な計画案を策定する予定である。

予算額	948
国庫支出金	
県支出金	1,300
地方債	
その他	
一般財源	▲352
備考	

<事業内容>

- ・海業の先進地視察(旅費)
- ・埋立工事計画案作成(委託費)

※国の海業取組を支援する補助事業の内示を受け、現計予算との差額を追加計上する。

補助事業名:海業取組促進事業費補助金

- ・総事業費:1,300千円(うち当初予算計上分 352千円)
- ・補助率:10/10(間接補助)



条例等参考資料
市民部税務課

報告第2号 壱岐市税条例の一部改正について

1 改正の概要

令和7年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されました。これに伴い、標記条例について所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により令和7年3月31日付けで専決処分により改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）関係

マイナンバー法の改正による項ずれ等の改正です。

(2) 軽自動車税関係

軽自動車税の種別割の標準税率の区分が見直しされたことに伴う改正です。

(3) 固定資産税関係

特定マンションに係る特例による減額の適用方法の追加、特定の災害に関する特例規定の廃止等に伴う改正です。

(4) 附則第1条は、条例の施行期日を令和7年4月1日と定めるものです。

附則第2条から第3条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、必要な経過措置を定めるものです。

3 施行日

令和7年4月1日

報告第3号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の概要

令和7年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴い、標記条例についても令和7年4月1日から施行する必要があることから、地方自治法第180条第1項及び壹岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により令和7年3月31日付けで専決処分により改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 課税限度額の引き上げ【第2条第3項】【第23条第1項】

基礎課税額限度額が65万円から66万円へ引き上げる改正です。

後期高齢者支援金分課税限度額が24万円から26万円へ引き上がる改正です。

(2) 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し【第23条第1項】

2割軽減：54万5千円から56万円

5割軽減：29万5千円から30万5千円
へ見直す改正です。

(3) その他、法律の改正により必要な規定の整備を行うこととした。

3 施行日

令和7年4月1日

議案第36号

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年壱岐市条例第1号。以下、「条例」という。）第2条第3号に規定する壱岐クリーンエネルギー株式会社について、壱岐市が保有する同社の株式の譲渡により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号に規定する法人に該当しないこととなるため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

（1）条例第2条第3号に規定する壱岐クリーンエネルギー株式会社について、壱岐市が保有する同社の株式の譲渡により、政令第152条第1項第3号に規定する法人に該当しないこととなるため、条例第2条中、第3号を削る。

3 施行日

公布の日

4 参考

（1）地方自治法第221条第3項

前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（2）地方自治法第243条の3第2項

普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(3) 政令第152条第1項

地方自治法第二百二十二条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

条例等参考資料
市民部 子育て支援課

議案第37号 壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、妊婦のための支援給付が創設された。

改正後の法第10条の5に規定する妊婦のための支援給付に関する市への報告を、正当な理由なく怠った妊婦等に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることができるよう定められたため、壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例（以下、「条例」）を改正するもの。

2 主な改正内容

法律の改正により、条例第2条中に法第10条の5の規定を追加する。

3 施行日

公布の日